

令和8年3月吉日

成岩第三区 西地区民 各位

成岩第三区 西地区  
総代 竹内 甲司

『西地区文化財保存維持管理協力金』について（お願い）

平素は、西地区行政に格別なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、標記『西地区文化財保存維持管理協力金』につきましては、令和5年12月17日に開催された西地区総会においてご審議・ご承認いただき、令和6年度より徴収させていただいております。  
つきましては、下記の通り令和8年度も引き続き協力金の集金にご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 名 称 西地区文化財保存維持管理協力金
2. 金 額 1年（度）につき1,000円／戸
3. 徴収期間 区費徴収時（毎年4月頃）
4. 徴収方法 区費同様の方法（隣組員 → 隣組長 → 町内会長 → 副総代）
5. その他 ◆本協力金に関する会計については、これまでの区費の会計とは別に管理（専用の領収書を発行）し、用途は「西地区文化財・地縁物件（有形物件）」に限定し、「祭礼等（無形物件）」への転用は行いません。  
◆区費、その他の集金を年間一括で行っている隣組の方は、本協力金（1,000円／戸）を加算した形で集金してください。

<本協力金の集金に至った背景>

西地区は数多くの文化財・地縁物件（憩いの家・抱地蔵・秋葉講・山車蔵・山車他）を所有し、その維持管理には多額の費用が必要となります。こうした中、現状の限られた財源の中では、火災保険料等一部の費用のみを予算化することどまっております。補修・修復等で多額の費用が必要な時には、一部の地区役員及び地区住民の方々から多額のご寄附を頂いているのが現状です。（近年では、「山車蔵新設」、「山車追幕更新」、「憩いの家（プレハブ）建設」、「秋葉山社屋修復」時においても、皆様方から多額の寄附をいただいております。）

しかし、今後も「抱地蔵堂の家屋」や「山車大幕」等の修復が必要な案件を控える状況下で、これまで同様に寄附に頼り補修・修復を事業化していくことは持続可能性の観点からも困難を極めることが想定されます。

以上のことから『西地区文化財・地縁物件の維持』のためには、西地区民の方々にご協力を頂き、地区として文化財維持管理目的の貯蓄を行っていく必要があるとの判断に至りました。

なお、現在、山車水引幕の新調を計画しており、皆様から頂いた貴重な協力金から100万円を拠出する予定をしております。